

随意契約（相手方指定）調書

件名	賃貸借契約 (ライター・スプレー缶破碎処理装置)	No.5200322
工(納)期	平成28年5月1日から平成29年4月30日まで	
契約締結日	平成28年4月11日	
契約金額	2,916,000円(消費税込み)	

契約相手方	株式会社中島自動車電装
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	地方自治法第214条に基づく債務負担行為にかかる契約

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>賃貸借契約 (ライター・スプレー缶破碎処理装置)</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 株式会社中島自動車電装 所在地 群馬県伊勢崎市連取町3290番地5 代表者 代表取締役 中島 明</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、区民から不燃ごみとして排出されるスプレー缶や使い捨てライター等から可燃性ガスを回収し、破碎を行う処理装置一式について、リース契約を締結するものである。</p> <p>契約締結請求にあたり、主管課からは部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方として指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 ①賃貸借を行う破碎処理機は、荒川清掃事務所内に設置されるため、周辺地域に危険が伴わないよう、安全性が最も優先される。 ②同処理機は、スプレー缶等の内部の残留ガスを処理タンク内で真空処理し、不活性ガス（窒素）を加えながら爆発を抑える処理方法を採用しているもので、処理中の火災事故の事例はこれまで一件も報告されていない。 ③上記以外の処理機はなく、指定業者が特許を取得しているため、他に同様の処理機を製造・販売できる業者はない。 ④指定業者は、現在履行している同様の賃貸借契約において、設置装置の保守対応等についても適切に行っており、履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>